

# Team Heal Japan 規約

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

1. この団体は「Team Heal Japan (以下 THJ)」という

### 第2条 (事務所)

1. 主たる事務所を東京都墨田区東駒形2丁目9番地9号の2階に置く

## 第2章 目的及び事業

### 第3条 (目的)

1. 災害の復旧支援、義援金の募金および被災地への寄付、また他のボランティア団体への支援を主な活動事業とし、被災地支援のボランティア活動を通じて広く社会に貢献する事を目的とする

### 第4条 (事業)

1. 第3条の目的を達成するため次の事業を行う
  - ① 災害の復旧支援に関する事業
  - ② ボランティアの募集・登録に関する事業
  - ③ ボランティア参加者の管理・運営に関する事業
  - ④ ボランティアの広域連携及び情報発信に関する事業
  - ⑤ 他のボランティア団体への支援を行う事業
  - ⑥ 募金・協賛勸奨事業
  - ⑦ 受託事業
  - ⑧ その他、目的を達成するのに必要な事業

## 第3章 組織

### 第5条 (役員及び定数)

1. 次の役員を置く
  - ① 代表 1名
  - ② 理事 10名以内
  - ③ 会計 1名
  - ④ 監事 1名
2. 理事の内から代表と会計を選任する

### 第6条 (選任等)

1. 代表は理事の互選により選任する
2. 理事は理事会で選任する
3. 会計は理事会で選任する
4. 監事は理事会で選任する

5. 監事は、理事又は職員を兼ねることができない

#### 第7条（職務）

1. 代表は、THJ を代表し業務を総理する
2. 理事は理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき THJ の業務を執行する
3. 会計は次に掲げる職務を行う
  - ① THJ の財産の管理
  - ② THJ の会計業務
4. 監事は次に掲げる職務を行う
  - ① 理事の業務執行の状況を監査すること
  - ② THJ の財産の状況を監査すること
  - ③ 理事の業務執行の状況又は THJ の財産の状況について、理事会に意見を述べること

#### 第8条（任期等）

1. 役員の任期は10年とする
2. 補欠のため又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする
3. 役員が辞任した場合は、後任者が就任するまでの間その職務を行わなければならない

#### 第9条（欠員補充）

1. 役員が定数より欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない
2. THJ 設立後の代表・理事・会計・監事の選任は、理事会の議決による

#### 第10条（解任）

1. 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、理事会の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない
  - ① 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき
  - ② 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

#### 第11条（報酬等）

1. 役員は報酬を受けることができる
2. 役員の職務を執行するために要した費用を弁償することができる
3. 前2項に関し必要な事項は代表が別に定める

#### 第12条（職員）

1. THJ に事務局長その他の職員を置く事が出来る
2. 職員は代表が任免する

#### 第13条（会議の種別）

1. THJ の会議は、理事会及び部会の2種とする
2. 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする

#### 第14条（理事会の開催）

1. 定例理事会は、毎年1回4月に開催する
2. 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する
  - ① 代表が必要と認めたとき

- ② 理事総数の3分の1以上から、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

#### 第15条 (理事会の招集)

1. 理事会は代表が招集する
2. 代表は、前条第2号②の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時・場所を少なくとも5日前までに通知しなければならない

#### 第16条 (理事会の議長)

1. 理事会の議長は、代表がこれに当たる
2. 代表が事故により不在の場合は、理事の中から選出する

#### 第17条 (理事会の構成)

1. 理事会は理事をもって構成する

#### 第18条 (理事会の権能)

1. 理事会は、この規約で定めるもののほか次の事項を議決する
  - ① 役員の選任および解任
  - ② 規約の変更
  - ③ 事業計画及び収支予算並びにその変更
  - ④ 事業報告及び収支決算
  - ⑤ 役員の職務及び報酬
  - ⑥ 事務局の組織及び運営
  - ⑦ 部会の設置・改廃および部会長の選任・解任
  - ⑧ その他運営に関する重要事項

#### 第19条 (理事会の定足数)

1. 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない

#### 第20条 (議決)

1. 理事会の議事は出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる

#### 第21条 (表決権等)

1. 各理事の表決権は平等なものとする
2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、委任状を他の理事に託すことが出来る
3. 前項の規定により委任状を託された理事は、その評決権を有するものとする
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない

#### 第22条 (議事録)

1. 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない
  - ① 日時及び場所

- ② 理事総数、出席者数及び出席者氏名（委任表決者にあつては、その旨を付記すること）
- ③ 審議事項
- ④ 議決の結果

#### 第23条（部会の設置）

- 1. 理事会は、実際に業務遂行する機関として、部会を設置することができる

#### 第24条（部会の構成）

- 1. 部会は、個人又は団体等で構成する。部会長は理事会が任命する
- 2. 部会長は、理事が兼ねるものとする

### 第4章 会員

#### 第25条（定義）

- 1. THJの目的に賛同し活動または支援することを目的に入会した個人及び団体をTHJ会員と称し、正会員・サポート会員から構成される
- 2. 正会員は、第4条の活動を行うものとする
- 3. サポート会員は、資金・物資または労力の提供を行うものとする

#### 第26条（入会）

- 1. 入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により代表に申し込むものとし、代表が条件に適合すると認めるときは入会を認めることとする

#### 第27条（役割）

- 1. THJのボランティアの意義を理解し、その啓発に積極的に務めるものとする
- 2. THJの事業を積極的に支援・協力するものとする
- 3. THJを支援・協力出来る自己の活動内容を登録し、自らの責任により遂行するものとする
- 4. 正会員は、THJの指示に従い責任を持って活動を遂行するものとする

#### 第28条（研修）

- 1. THJは、研修プログラムを策定し、新規に加入した正会員に対し研修を行わなければならない
- 2. 正会員は、THJが定める研修プログラムに参加しなければならない

#### 第29条（入会金及び会費）

- 1. 正会員は、入会金及び会費は無料とする
- 2. サポート会員は、理事会が別に定める入会金と会費とする

#### 第30条（会員の資格の喪失）

- 1. 次の各号の一つに該当するに至ったときはその資格を喪失する
  - ① 退会届の提出をした時
  - ② 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅した時
  - ③ 除名された時

#### 第31条（退会）

- 1. 理事会が別に定める退会届を代表に提出して任意に退会することができる

#### 第32条（除名）

- 1. 次の各号の一つに該当するに至った時は、理事会は会員を除名することができる

- ① この規約および理事会が定める規則に違反した時
- ② THJ の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時
- ③ 暴力団などの反社会的勢力である事、またはその構成員であることが判明した時
- ④ その他、理事会が THJ 会員として不適合と判断した時

2. 除名の理由については非開示とし、除名された会員は開示請求を行えないものとする

#### 第33条 (個人情報の保護)

1. THJ は、理事会が別に定めるプライバシーポリシーに基づき、会員および関係者の個人情報の保護を図らなければならない
2. 会員は、活動上知りえた他人の個人情報を漏らしてはならない

### 第5章 損賠賠償

#### 第34条 (会員の損害賠償)

1. 会員は、THJ の故意または重過失の場合を除き、自己が受けた損害の請求を裁判上裁判外を問わず一切請求できないものとする

#### 第35条 (会員への損害賠償)

1. 会員は、THJ に対し損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない

#### 第36条 (合意管轄裁判所)

1. THJ および会員が訴訟を起こす時は、第 1 審裁判所を東京地方裁判所として合意する

### 第6章 会計

#### 第37条 (運営経費の構成)

1. THJ の運営経費は、入会金・会費・寄付金・協賛金等をもって構成する

#### 第38条 (事業年度)

1. 毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる

### 第7章 規約の変更

#### 第39条 (規約の変更)

1. 規約を変更しようとするときは、理事会に出席した理事の 4 分の 3 以上の多数による議決を経なければならない

### 第8章 雑則

#### 第40条 (細則)

1. この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て代表がこれを定める

### 附 則

1. この規約は、THJ 設立の日から施行する
2. THJ 設立当初の事業年度は、設立の日から 2012 年 3 月 31 日までとする